

# 北海道循環資源利用促進税 に 関 す る 検 討 会

## 報 告 書

—循環資源利用促進税事業のあり方について—

平成23年10月

## 北海道循環資源利用促進税に関する検討会報告書 目次

1 検討会の趣旨	1
2 循環資源利用促進税条例の目的	1
3 本道経済及び産業廃棄物の状況	
(1) 経済情勢の推移	1
(2) 本道の産業廃棄物に関する状況	2
(3) 産業廃棄物の不法投棄の状況	4
4 循環資源利用促進税事業の効果の検証	
(1) 循環資源利用促進税事業の実施状況	4
(2) 循環資源利用促進税事業の効果	7
5 循環型社会形成へ向けての課題等	
(1) リサイクルの伸び悩み	10
(2) 事業者の抱える課題	11
(3) 事業者の支援策に対するニーズ	12
(4) 本道の環境政策をめぐる動き	12
6 循環資源利用促進税事業の今後のあり方	
(1) 循環型社会形成推進基本計画の着実な推進	14
(2) 事業者の施策ニーズや社会情勢などを踏まえた取組の拡充強化	15
※参考資料	18

## 1 検討会の趣旨

北海道循環資源利用促進税条例（以下「条例」という。）は平成17年12月に制定、18年10月から施行されているが、附則第10項において「知事は、この条例の施行後5年を目途として、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

このため、北海道（以下「道」という。）では、条例に規定する必要な措置を講ずるため、循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）導入の効果や社会経済情勢の変化などについて検証し、循環税を財源とする事業（以下「循環税事業」という。）のあり方について検討を行うこととした。

これらの検討にあたり、北海道循環資源利用促進税に関する検討会を設置し、道から提出された資料などをもとに、循環税事業の実施状況や事業などを通じてどのような効果があったのかを検証するとともに、循環型社会形成へ向けての課題や支援策に対するニーズなどを明らかにし、それらを踏まえ、今後の方向性を含めた循環税事業のあり方について検討を行った。

## 2 循環資源利用促進税条例の目的

条例では、「産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため」、循環税を課する（第1条）こととしており、これらの施策の実施を通じて、循環型社会の形成を促進するのが条例のめざすところである。

条例の制定に先立ち、道では循環型社会の形成に向けた総合的な計画である「北海道循環型社会推進基本計画」を平成17年3月に策定しており、この計画を推進していくことが循環税事業の当初の目的となっている。

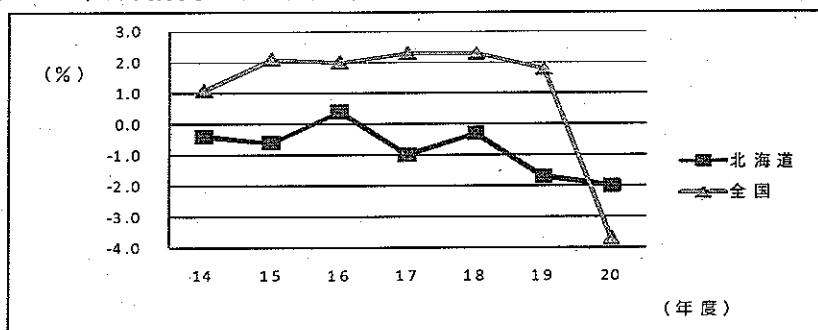
循環税の収取は、循環資源利用促進税基金に積み立てられて管理され、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する設備の整備や研究開発への補助、関連情報の提供など、循環型社会形成を促進する施策に充てられる。

## 3 本道経済及び産業廃棄物の状況

### （1）経済情勢の推移

平成14年度から直近の20年度までの経済成長率（実質）をみると、全国は19年度まで1～2%程度の成長を続け、景気回復傾向にあった。これに対し、北海道は公共投資の削減などにより全国的な景気回復の波に乗りきれず、16年度を除くとマイナス成長が継続した（図-1）。

こうした経済情勢が産業廃棄物の排出にも影響していると考えられる。



(平成20年度道民経済計算、平成20年度国民経済計算より)

図-1 経済成長率（実質）の推移

## （2）本道の産業廃棄物に関する状況

### ア 排出量

本道の産業廃棄物の排出量は、平成19年度で3,826万トンであり、14年度と比較すると7%減少している。排出量を種類別でみると、本道の産業構造を反映して畜産農業から排出される動物のふん尿が全体の55%を占め、次いで製造業や電気・ガス・水道業などから排出される汚泥が31%などとなっている。

木くず(▲60%)、動植物性残さ(▲43%)などは減少率が大きい一方、減少率が小さいのは汚泥(▲8%)であり、建設系混合廃棄物(+80%)、燃えがら(+54%)は排出量が増加している。(表-1、3)

排出量を業種別にみると、農業から排出される産業廃棄物は産業全体の55%となっており、排出量の99%以上が動物のふん尿で、その他廃プラスチック類などとなっている。漁業から排出される産業廃棄物は全量が廃プラスチック類で、産業全体の割合は0.0%と極めて小さい。建設業の排出量は、産業全体の1割程度で、排出量の8割ががれき類であり、以下汚泥、木くずなどが占めている。製造業の排出量は産業全体の2割程度となっており、このうち、食料品製造業から排出されるものは、汚泥と動植物性残さで9割以上を占めている。(表-2)

表-1 北海道の産業廃棄物の排出・処理状況の推移（単位：千トン、%）

区分	平成14年度 (A)	平成19年度 (B)	増減(B-A)	増減比(B/A-1)
排出量(千トン)	41,061	38,257	▲2,804	▲7%
再生利用量(千トン)	20,775	19,909	▲866	▲4%
再生利用率(%) (動物の糞尿除く)	51%	52%	1P	
最終処分量(千トン)	1,541	936	▲605	▲39%
最終処分率(%)	4%	2%	▲2P	

(H14年度産業廃棄物実態調査、H19年度産業廃棄物処理状況調査より)

表-2 業種別産業廃棄物の排出量の状況

区分 業種	排出量 a	産業全体 占める割合 %	再生利用率 b	産業全体 占める割合 %	リサイクル率 b/a	最終処分量 c	産業全体 占める割合 %	最終処分率 c/a
合 計	38,257,267	100.0	19,908,809	100.0	52.0	935,749	100.0	2.4
農 業	21,043,372	55.0	14,442,954	72.5	68.6	37,656	40	0.2
林 業	19,366	0.1	12,174	0.1	62.9	36	0.0	0.2
漁 業	6,418	0.0	512	0.0	8.0	4,426	0.5	69.0
鉱 業	44,318	0.1	20,761	0.1	46.8	6,701	0.7	15.1
建 設 業	3,484,925	9.1	3,100,838	15.6	89.0	252,747	27.0	7.3
製 造 業	7,540,717	19.7	1,539,273	7.7	20.4	416,419	44.5	5.5
食 料 品	1,616,452	4.2	385,129	1.9	23.8	100,218	10.7	6.2
電気・ガス・熱供給水道業	5,594,073	14.6	502,666	2.5	9.0	142,070	15.2	2.5
運 輸 業	170,605	0.4	103,601	0.5	60.7	23,255	2.5	13.6
卸売・小売業	101,793	0.3	66,097	0.3	64.9	18,927	2.0	18.6
飲食サービス業	64,225	0.2	22,489	0.1	35.0	6,744	0.7	10.5

(H19年度産業廃棄物処理大括弧より)

注) 主な業種のみを掲げているので、業種別を積算したものと「合計」の数値が一致しない。

## イ 処理状況

排出量に対する処理の内訳では、再生利用量が52%、中間処理による減量化量が43%、最終処分量が2%となっており、平成14年度と比較すると、再生利用率は1ポイントの増加にとどまっている。

また、19年度の最終処分量は94万トンで、14年度と比較すると39%減と大幅に減少している。なお、種類別で最終処分量が多いのは汚泥40.4万トン、廃プラスチック類7.8万トン、鉱さい7.7万トンとなっている。(表-3)

表-3 種類別産業廃棄物の状況

(単位:t)

主な廃棄物の種類	排出量	再生利用量	リサイクル率	減量化量	最終処分量
燃えがら	290,112	276,810	95%	1,100	11,463
汚泥	11,968,513	953,596	8%	10,588,880	403,726
廃プラスチック類	209,605	106,533	51%	24,717	77,900
木くず	283,474	248,863	88%	24,182	8,975
動植物性残さ	208,231	126,741	61%	62,943	15,184
金属くず	204,923	178,572	87%	3,695	21,213
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	227,326	134,553	59%	10,261	75,632
鉱さい	236,078	157,944	67%	608	77,526
がれき類	2,806,097	2,756,962	98%	6,828	42,207
建設系混合廃棄物	83,123	16,099	19%	1	62,010
ばいじん	471,576	403,071	85%	3,958	64,547
動物のふん尿	20,978,772	14,429,210	69%	5,500,592	—
合 計	38,257,267	19,908,809	52%	16,326,958	935,749

(H19年度産業廃棄物処理状況調査より)

### (3) 産業廃棄物の不法投棄の状況

循環税導入前の平成17年度と導入後の21年度の本道における産業廃棄物の不法投棄の発覚状況を比較すると、不法投棄の件数で24件(▲45%)の減少、不法投棄の量で14,101t(▲98%)の減少となっており、循環税導入以降、不法投棄発覚件数は減少傾向で推移している。(表-4)

表-4 産業廃棄物不法投棄発覚状況の推移

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件数	53	55	46	38	29
量(t)	14,411	10,654	7,801	1,897	310

(平成22年度北海道環境生活部調べ)

## 4 循環資源利用促進税事業の効果の検証

### (1) 循環資源利用促進税事業の概要及び実施状況

#### ア 循環資源利用促進税事業の概要

循環税を活用した事業は、循環税を導入した平成18年度から、事業者等が産業廃棄物の排出抑制・減量化やリサイクルを行うための施設設備の整備や、新たなリサイクル事業を創出するための市場調査や実証試験に対する補助事業、リサイクル製品等の情報ネットワークづくりと排出事業者と処分事業者をつなぐマッチング、リサイクルに関する情報提供等のソフト事業を実施してきており、19年度から、排出抑制やリサイクルの促進のための技術開発に対するリサイクル技術研究開発に対する補助事業、排出抑制やリサイクルの推進に課題を抱える中小企業へのアドバイスを行うことによりリサイクルを促進するリサイクルアドバイザー派遣や、産廃110番などの設置や民間団体等との通報協定による適正処理のための不法投棄対策を実施してきている。

また、22年度には、経済界からの要望等を踏まえ、排出量が多く再生利用量が少ない産業廃棄物（特定廃棄物）のリサイクル促進と研究結果の普及、並びに、体力的な問題により、事業者単独では課題解決が難しく研究機関と共同での研究を希望する事案における負担減を目的として、特定廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、水産系廃棄物等）の研究を促進するため、道から北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）に助成を行い、道総研は道の補助金によりこれらの研究開発を行うための基金（循環資源利用促進特定課題研究開発基金）を造成した。

さらに、23年度には、経済界や産業界からの要望を踏まえ、循環税事業がより効果的に活用されるよう、補助事業の補助率引き上げや対象経費の追加、リサイクル認定製品支援の新設などの事業の見直しを行っている。

#### イ 循環資源利用促進税の税収執行状況

循環税の税額は、産業廃棄物を最終処分場に搬入する際に、平成18年10月から19年3月までは330円／t（自社処分場による申告納付は250円／t）、19年4月から20年3月までは660円／t（同500円／t）と暫定税額が導入され、平成20年4月から1,000円／tの本則の税額となっており、20年度から22年度は約7億円余りの税収で推移している。

#### ウ 循環資源利用促進税事業の活用状況

循環税事業の活用について、施設設備整備事業では、平成18年度から19年度は、1件当たりの規模が大きい施設整備が図られたこともあり、事業活用が図られたが、20年度から21年度は景気低迷の影響や規模が小さい事業が多かったこともあり、活用が伸び悩んでいた。22年度については、事業のPR及び掘り起こしに努めた結果、活用が促進されている。リサイクル研究開発事業及びリサイクル産業創出事業については、景気低迷の影響があった20年度を除き活用が図られている。（表-5）

また、23年度は、循環税事業がより活用されるよう、施設設備整備事業における補助率や補助限度額を引き上げ、リサイクル技術研究開発事業やリサイクル産業創出事業において対象経費を追加するなど事業内容を見直したことにより、設備整備事業では、事業計画の申請件数が44件（22年度は34件）、認定件数は29件（22年度は22件）と事業計画の申請件数が大幅に増加するなど、循環税事業の活用が図られている。（図-2）

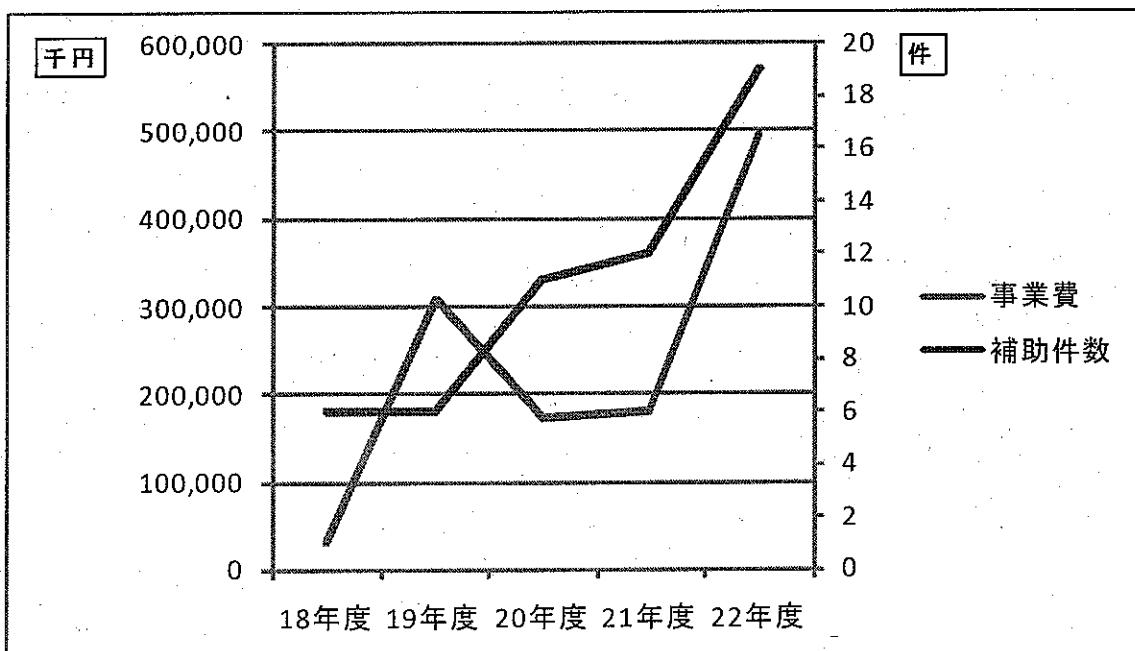


図-2 施設設備事業の活用状況の推移

表－5 税収及び事業執行状況

## (1) 循環資源利用促進税 税収等の状況

(千円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入額	102,883	533,845	746,326	744,368	710,301
税収	102,883	532,885	743,312	738,813	707,000
運用益	0	961	3,014	5,555	3,301
徴税経費	25,474	55,272	69,787	45,865	43,749
事業執行額	58,449	349,528	209,290	224,519	1,066,760
基金積立額	18,960	129,046	467,249	473,984	▲400,208
年度末基金残高	18,960	148,006	615,255	1,089,239	689,031

## (2) 税事業活用状況

事業区分	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
循環資源施設設備整備費補助事業	事業費(※)	31,220千円	310,040千円	174,117千円	182,039千円	497,223千円
	補助件数	6件	6件	11件	12件	19件
リサイクル技術研究開発補助事業	事業費(※)	—	12,513千円	3,381千円	18,239千円	41,719千円
	補助件数	—	4件	1件	5件	8件
リサイクル産業創出事業費補助事業	事業費	1,076千円	5,672千円	1,877千円	3,738千円	5,992千円
	補助件数	1件	3件	2件	3件	2件
循環資源・リサイクル製品情報ネットワーク支援事業	事業費	26,153千円	14,175千円	20,375千円	15,738千円	15,708千円
中小企業リサイクルアドバイザー派遣事業	事業費	—	984千円	734千円	870千円	361千円
循環資源利用促進税適正運用対策事業	事業費	—	6,144千円	8,806千円	3,895千円	5,757千円
循環資源利用促進特定課題研究開発事業費補助事業	事業費	—	—	—	—	500,000千円
合計		58,449千円	349,528千円	209,290千円	224,519千円	1,066,760千円

(※) 事業費は補助金のほかに事務費を含む。

## 工 全国における同様の税の状況

本道を含め27道府県が産業廃棄物に関する課税条例を制定している。

各府県とも道とほぼ同様に、条例施行後5年を目途とする見直し措置を条例に規定しており、本道を除くと、これまで、更新をしたのが23府県、検討中が1県、今後検討が2県となっている。

なお、現在のところ産業廃棄物税を廃止した府県はない。

## (2) 循環資源利用促進税事業の効果

### ア 循環資源利用促進税事業による効果

循環税事業の実施による効果として、道が、平成21年度までに循環税事業を活用した事業者に対し、循環税事業の実施による年間での産業廃棄物の再生利用量を調査した結果、施設設備の整備により、排出事業者が自社で再生利用したものが7.5万トン、リサイクル事業者が再生利用したものが8.9万トンの合計16.4万トンとなった。

さらに、リサイクル製品等の活用マッチングにより再生利用されたものが3.6万トンとなっており、合計すると、年間20万トンの産業廃棄物が再生利用されるという効果があった。(表-6)

表-6 循環税事業による産業廃棄物の再生利用量

区分	再生利用量
①施設設備整備による効果	16.4万トン
排出事業者による自社の再生利用	7.5万トン
リサイクル事業者による再生利用	8.9万トン
②ソフト事業による効果	3.6万トン
合 計	20.0万トン

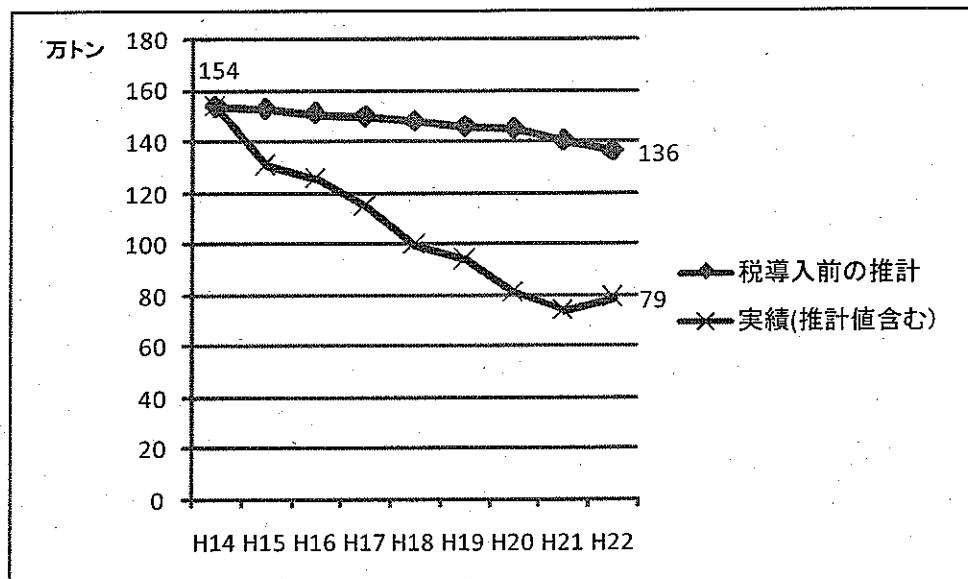
※平成21年度までの循環資源利用促進税事業による年間の再生利用量（最終処分量の削減を伴うもの）を22年度に調査。

①循環資源利用促進施設設備整備費補助金事業経過報告書による

②循環資源・リサイクル製品情報支援事業（循環夢ネット）での排出事業者と処理事業者のマッチング事業の成果による

また、道内の産業廃棄物の最終処分量は、14年度には154万トンであったが、17年3月に策定された循環型社会推進計画においては22年度の最終処分量の目標値を136万トンと見込んでいた。

これに対し、景気の低迷による排出量の削減もあったが、事業者の産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減努力に加え、循環税によるインセンティブ効果や、18年度からの循環税事業の実施によるリサイクルの推進もあり、22年度には79万トンと、14年度に比べ75万トン減少している。(図-4)



※ 税導入前推計（循環型社会推進計画（平成17年3月）より）

(H14～H19：環境生活部循環型社会推進課調べ、H20～H22：循環税の税収から換算)

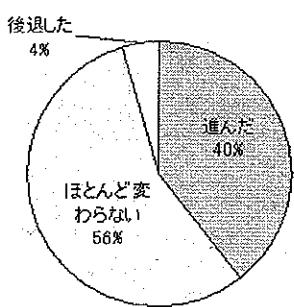
図一4 最終処分量の年度別推移 (H14～H22)

#### イ 循環資源利用促進税導入によるインセンティブ効果

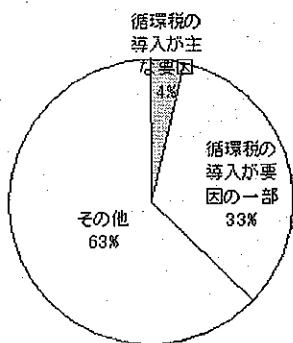
平成21年度に道が事業者に対して行った循環税に関するアンケート調査において、排出抑制が進んだと回答した事業者が40%、このうち循環税がその主なまたは一部の要因となっているものが37%あった。

また、最終処分が減少したと回答した事業者が42%、このうち循環税がその主なまたは一部の要因となっているものが31%となっている。（図一3）

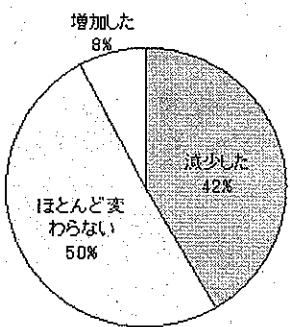
・ここ5年程の産業廃棄物の排出抑制対策の状況



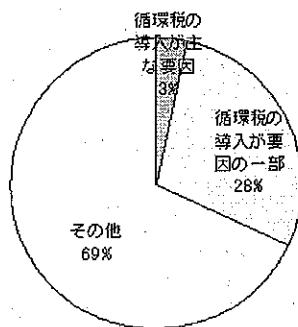
・ここ5年程の産業廃棄物の排出抑制対策が進んだ要因



・ここ5年程の産業廃棄物の最終処分状況



・ここ5年程の産業廃棄物の最終処分が減少した要因



(平成21年度循環資源利用促進税に関するアンケート調査結果(抜粋))

図-3 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルについて

また、多量の産業廃棄物を排出している事業者へ、16年度から18年度までの最終処分量の削減努力について個別の聞き取り調査を行った結果、合計で約75%の削減を行っていた。このように、循環税の存在が事業者に対して産業廃棄物の排出抑制や最終処分への減少への動機づけとなる、いわゆるインセンティブ効果が一定程度働いているといえる。

さらに、18年度から実施している施設設備整備補助事業も補助件数が年々増加しており、23年度には申請件数が44件となっており、事業者においても、循環税事業の活用を含め産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進する意識が高まっていると認められる。

#### ウ まとめ

平成18年度に導入された循環税により、施設設備整備費補助事業、リサイクル技術研究開発事業などの補助事業や情報提供等のソフト事業の実施により産業廃棄物がリサイクルされ最終処分量が削減等されるとともに、循環税の導入がきっかけとなり、事業者が産業廃棄物の排出抑制や最終処分の削減を加速したことから、循環税は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進に一定の効果があったと認められる。

## 5 循環型社会形成へ向けての課題等

### (1) リサイクルの伸び悩み

#### ア 全国と比較したリサイクルの状況

平成14年度と19年度の国内総生産（名目）と全国の産業廃棄物の排出量等を比較すると、国内総生産の増加（+5.3%）に伴う形で排出量も増加（+6.6%）しているが、再生利用量が排出量の割合を上回って増加（+20.2%）したなどの結果、最終処分量は大幅な減少（▲49.7%）となった。

一方、本道では、道内総生産（名目）の減少（▲6.0%）に伴う形で排出量も減少（▲6.8%）しているが、再生利用量も同様の傾向で減少（▲4.2%）した結果、最終処分量は▲39.2%と全国ほどの減少とはならなかった。（表-7）

のことから、本道においては、景気の低迷などの影響でリサイクルの取組も進まない面があったものと考えられる。

表-7 国内・道内総生産(名目)と産業廃棄物の推移

H14-H19 増減比(%)	総生産 (名目)	産業廃棄物		
		排出量	再生利用量	最終処分量
全 国	+5.3	+6.6	+20.2	▲49.7
北 海 道	▲6.0	▲6.8	▲4.2	▲39.7

（平成20年度国民経済計算、平成20年度道民経済計算、平成14年度産業廃棄物実態調査、平成19年度産業廃棄物処理状況調査から作成）

#### イ 種類別・地域的にみたリサイクルの課題

本道では、平成14年度のリサイクル率（51%）に比して、19年度のリサイクル率（52%）は1ポイント増加しているが、循環型社会形成推進基本計画（22年4月。以下「現行計画」という。）の中間目標（53%）には達していない。

リサイクル率の低い廃棄物としては、汚泥（8%）、建設系混合廃棄物（19%）、廃プラスチック類（51%）があり、最終処分量に占める割合は、それぞれ43%、7%、8%と大きくなっている。（表-3）

地域別にみると、リサイクル率が全道平均より10ポイント以上低いのは、廃プラスチック類では留萌、釧路、根室管内となっており、動植物性残さでは日高、留萌、宗谷、釧路管内、ガラス・コンクリート・陶磁器くずでは、石狩、空知管内となっている。（表-8）

表一8 地域別の産業廃棄物の課題

※リサイクル率が全道平均より10ポイント以上低い地域を抽出

(単位:t)

区分	地域名	排出量	再生利用量	リサイクル率	減量化量	最終処分量
廃プラスチック類	全道合計	209,605	106,533	51%	24,717	77,900
	留萌	2,193	609	28%	127	1,403
	釧路	17,157	3,574	21%	2,911	10,673
	根室	5,303	1,891	36%	375	3,025
木くず	全道合計	283,474	248,863	88%	24,182	8,975
	上川	34,735	24,608	71%	9,060	1,605
	宗谷	5,964	4,354	73%	526	1,084
動植物性残さ	全道合計	208,231	126,741	61%	62,943	15,184
	日高	2,171	1,059	49%	995	117
	留萌	6,117	296	5%	278	4,984
	宗谷	9,046	2,057	23%	5,965	64
	釧路	15,083	6,897	46%	8,070	116
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	全道合計	227,326	134,553	59%	10,261	75,632
	空知	22,235	10,442	47%	2,557	10,406
	石狩	62,993	30,676	49%	73	29,760

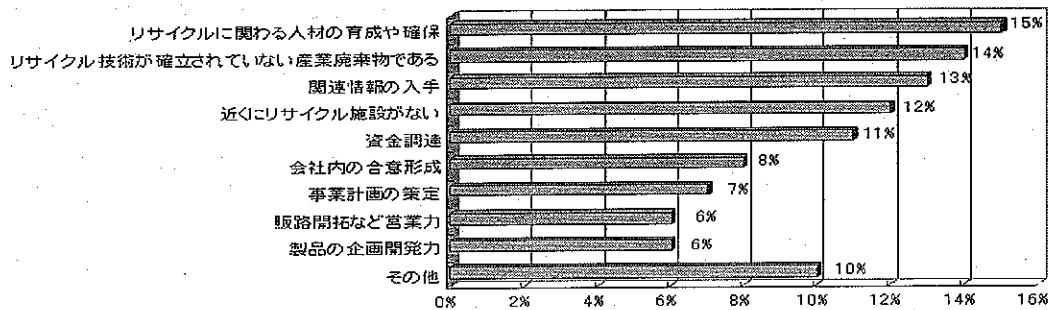
※H19年度産業廃棄物処理状況調査より

注) 地域別の再生利用・減量化・最終処分には、当該地域から他地域への搬出分や他地域からの受入分が含まれている。

## (2) 事業者の抱える課題

平成21年度に道が事業者に対して行った循環税に関するアンケート調査では、排出抑制やリサイクルに取り組む上で課題として、「リサイクルに関わる人材の育成や確保」が15%、「リサイクル技術が確立されていない」が14%、「関連情報の入手」が13%、「近くにリサイクル施設がない」が12%となっている。

このことから、事業者が、排出抑制やリサイクル等の環境問題に取り組む上で、人材や情報面をはじめ、技術やコストなどの課題を抱えていることがうかがえる。(図-5)



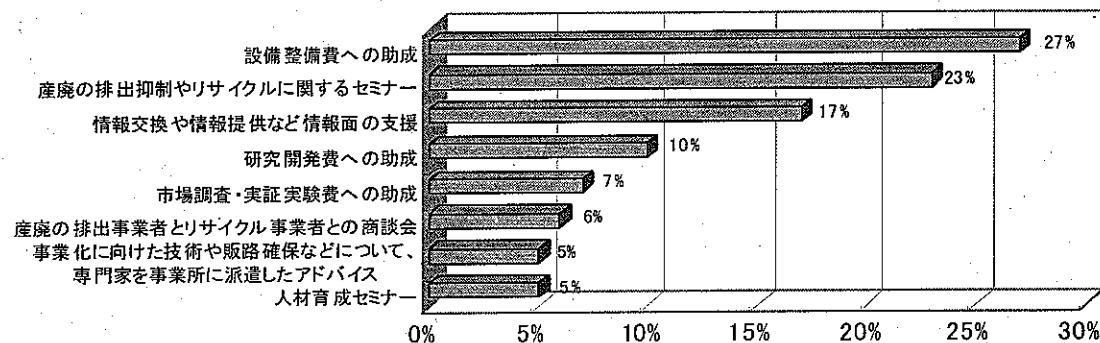
(平成21年度循環資源利用促進税に関するアンケート調査結果(抜粋))

図-5 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに取り組む上で抱える課題

### (3) 事業者の支援策に対するニーズ

上記の循環税に関するアンケート調査では、23%の事業者が、中長期的に産業廃棄物の排出やリサイクルの事業・取組の新規実施または拡大を検討していると回答している。

また、循環税を活用した施策に対するニーズとしては、「設備整備費への助成」が27%、「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関するセミナー」が23%、「情報交換や情報提供など情報の支援」が17%、「研究開発の助成」が10%などとなっており、引き続き循環税事業の支援策に対するニーズがあることがうかがえる。(図一6)



(平成21年度循環資源利用促進税に関するアンケート調査結果 (抜粋))

図一6 事業・取組を新たに実施、または拡大を検討している事業者の支援策の利用ニーズ

### (4) 本道の環境政策をめぐる動き

条例施行の前後から、環境問題に対する社会の関心は高まっており、本道においても、こうした環境問題を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、各環境関連条例の制定や計画の策定などを始めとして、様々な取組が行われ、環境政策を推進してきた。

#### ア 北海道洞爺湖サミットの開催（20年）

平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、主要議題の一つとして、環境・気候変動問題が取り上げられたことから、サミット開催に合わせ、道内でも環境関連のイベントが開催され、環境問題への関心が高まった。

#### イ 環境基本計画(第二次)等の策定

北海道環境基本条例に基づき、環境重視型社会を形成していくために北海道環境基本計画(第一次)を策定(10年3月)し各種施策を実行してきたが、京都議定書の発効や各種リサイクル関連法の施行など環境行政を取り巻く情勢の変化、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた取組の高まり、知床の世界自然遺産登録を踏まえ、

平成20年3月、道が行う環境保全施策の基本的な方向を示す新しい環境基本計画を策定した。

また、環境基本計画策定後、各分野における今後の施策の方向性を示す条例の制定や計画の策定が行われた

### ①循環型社会の形成

- ・北海道循環型社会形成の推進に関する条例の制定(20年10月)

北海道らしい循環型社会の形成に向け、道、事業者、道民など各主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項や規制事項を定め、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図ることを目的として制定。

- ・北海道循環型社会形成推進基本計画の策定(22年4月)

上記条例の制定を受け、平成17年3月に策定された「北海道循環型社会推進基本計画」を発展させる形で、北海道らしい循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関する総合的計画的施策を定めるため策定。

### ②地球温暖化対策の推進

- ・北海道地球温暖化防止対策条例の制定(21年3月)

平成20年に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、地球温暖化の防止が本道の優れた自然・風土を守り、本道の魅力の向上につながることを踏まえ、本道における地球温暖化対策に関し、道、事業者、道民の責務を明らかにするとともに、対策の基本的事項を定め、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に制定。

- ・北海道地球温暖化対策推進計画の策定(22年5月)

上記条例の制定を受け、北海道の温室効果ガス排出量の削減目標を定め、行政、道民、事業者の役割を示し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため策定。

### ③自然共生社会の実現

- ・北海道生物多様性保全計画の策定(22年7月)

北海道らしい自然共生社会の実現を図るため、環境分野や産業分野における自然環境を守る取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点から再整理し、今後の本道における目標と方針を示した計画を策定。

## 6 循環資源利用促進税事業の今後のあり方

### (1) 循環型社会形成推進基本計画の着実な推進

循環税事業の目的は、「2 循環資源利用促進税条例の目的」で述べたとおり、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策の実施を通じて、循環型社会の形成を促進することである。

現行計画においては、平成26年度のリサイクル率などの中間目標を定めるとともに、道が講すべき施策として、①3Rの推進（普及啓発や環境教育など事業者等の3Rに関する取組の促進、リサイクル施設設備等の促進や循環資源利用システムの構築など推進のための仕組み・基盤の構築、自ら事業者としての率先取組の推進など）、②廃棄物の適正処理の推進（産業廃棄物の適正処理、不法投棄・不適正処理の防止など）、③バイオマスの利活用の推進（家畜ふん尿等の複合的・高度利用など利活用システムの構築や施設整備の促進、関係者間の連携の促進、利活用技術の研究開発、普及啓発など）、④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興（リサイクル関連産業の創出・育成や集積促進、再生品市場の形成促進など）の4つが柱立てされている。

循環税事業は、現時点ではこれらのうち主に①と④の施策に活用されているが、現行計画を着実に推進していくためには、産業分野を中心として、②廃棄物の適正処理の推進や③バイオマスの利活用の推進にも資するよう、より総合的に活用していくことが必要である。

また、これらの施策の推進にあたっては、事業者側の自主努力や協力が重要であり、事業者団体などとの連携を一層図ることも必要である。

なお、現行計画は26年度を中間目標としているが、循環型社会の形成へ向けては各般にわたる持続的な取組が必要である。

#### ○産業廃棄物の実態把握

本道における産業廃棄物の排出や処理などの実態把握は、これまで循環型社会形成に向けた基本計画策定に際して平成14年度と19年度時点の調査が行われているが、調査の間隔が長く実態把握として十分とはいえない状況であった。

道では、23年度から調査に取り組んでいくこととしているが、効果的な施策検討の基礎となるよう、産業廃棄物の処理などの実態を適切に把握でき、適正処理にも資するような調査の方法などを検討していくことが必要である。

#### ○リサイクル率の向上

産業廃棄物の排出量は経済情勢に左右される部分も大きいと考えられるが、リサイクルの取組は、事業者や団体が自発的に進めることができるとともに、循環型社会の形成に向けて極めて重要である。

現行計画において中間目標が定められているが、リサイクル率が伸び悩んでいる現状に鑑み、その向上を図るため、リサイクルに取り組む事業者が増加するための

普及啓発や情報提供などの取組を充実していくとともに、リサイクル率の低い廃棄物への対応や地域的な課題解決に向け引き続き取り組んでいくことが必要である。

## (2) 事業者の施策ニーズや社会情勢などを踏まえた取組の拡充強化

事業者は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに取り組む上で、費用負担が大きいことや人材の育成確保、関連情報の入手の困難、リサイクル技術の未確立などの課題を抱えている。また、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの取組の新規実施または拡大を検討している事業者も一定程度あり、それらの事業者は、設備整備への助成やセミナー、情報面の支援などの循環税事業に対するニーズを持っている。

循環型社会の形成に向けては、これら事業者の抱える課題や、事業者の支援策へのニーズに対応して、必要に応じ循環税事業の拡充強化を図っていく必要がある。

また、本年3月の東日本大震災を契機として、再生可能エネルギーへの関心が高まっていることから、産業廃棄物のエネルギー利用といった観点も踏まえながら循環税事業を推進していく必要がある。

### ○設備投資ニーズへの対応

設備整備への助成は、事業者の支援策へのニーズとして事業者へのアンケートでの回答割合が最も大きく、排出抑制やリサイクルに関する設備投資への支援は、循環税事業の中でも重要なツールである。

循環資源利用促進施設設備整備費補助事業は、年々補助件数が増加してきているとともに、平成23年度事業について補助率や補助限度額を引き上げるなどの改正を行い、その結果補助認定件数が大幅に増加し、活用が図られてきているが、今後とも、経済界や産業界のニーズなどを踏まえながら、事業者にとって利用しやすいものとなるよう工夫するなど、循環型社会形成へ向けての取組のインセンティブとしての役割を果たしていくことが必要である。

なお、当該補助事業などは、補助申請の窓口は本庁環境生活部に集約されており、本庁（札幌）から遠く離れた地域の事業者は、実際に補助事業担当者と面談で申請書類作成などの打ち合わせをすることが困難であり、その結果申請書類の良否に影響する可能性も考えられる。

このような、いわば事業者にとっての「地域間格差」が起こることのないよう、地域の事業者にもきめ細かく対応していくことが必要である。

### ○「人材」や「情報」に係る支援策の充実

事業者が排出抑制やリサイクルに取り組むまでの課題として、また行政への支援策のニーズとして、人材の育成確保や情報面の支援についての回答割合が多い。これらについて、現在事業所への専門家の派遣やリサイクル懇談会、人材育成セミナー開催などの事業を実施しているが、引き続き事業者等への意識啓発に努め取組の裾野を広げるとともに、産業界や事業者のニーズ等を的確に把握し、取組をきめ細かくサポートできるよう施策を充実していくことが望ましい。

特に、中小企業は、企業の規模や体力の面から人員に余裕がないので専門の人材を配置しづらく、情報の収集・入手も手が回らない傾向が強いと考えられることから、これら支援策へのニーズは大きいと考えられる。

このため、たとえばリサイクルアドバイザーの優先的な派遣や中小企業を主な対象としたセミナーの開催など、中小企業への支援についての充実や工夫を図っていくことが必要である。

#### ○リサイクル産業の創出等

リサイクル産業創出事業費補助事業は、中小企業等が行うリサイクル製品の有効性や環境影響、コスト算定等の実証実験、収益性や販路等の市場調査に対する補助で、産業界などからの要望を踏まえ、補助限度額が平成23年度に300万円から500万円に引き上げられた。

当該補助事業はリサイクル技術研究開発に続く事業化のステップとなるものであり、装置や設備の改良に費用がかさむことも想定されることから、事業者のニーズを踏まえながら、幅広く活用が図られるものとなるよう検討していくことが望ましい。

また、リサイクル技術研究開発補助事業についても、事業者のニーズを踏まえながら、幅広く活用されるものとなるよう検討していくことが望ましい。

#### ○循環資源利用促進特定課題研究開発基金の効果的な活用

道からの補助金を受けて平成22年度に道総研に造成した基金については、リサイクル技術に課題がある産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物、水産系廃棄物）のリサイクル技術の研究開発事業であって事業化が見込まれるものに主として活用することとしている。

道総研では、これら廃棄物のリサイクルの技術的課題について、産業界の関係団体等に聞き取り調査を実施し、寄せられた研究ニーズを検討して事業を組み立て、外部有識者で構成される研究評価委員会の事前評価を経て、3つの事業（①ホタテ貝殻・牛ふん堆肥の安定製造技術と草地での施用法確立、②ホタテウロの利用技術開発、③石灰質未利用資源を用いた高性能排煙処理剤の開発）を選定し、現在実施しているところである。

事業の実施にあたっては、各事業年度の開始前に、道総研は基金事業の事業計画を知事に提出し、知事は確認を行うこととしており、また、基金を活用して上記以外の産業廃棄物のリサイクル技術の研究開発を実施しようとする場合は、道総研は知事に協議して承認を受けることとされている。

また、道総研では、本基金を活用した各事業について、前記の事前評価に加え、研究評価委員会が事業実施途中における中間評価や事業終了後の事後評価を実施することとしている。

今後においては、本基金が循環税という道民の共有財産を財源としたものであるとの認識のもと、産業界などから広くニーズを把握して事業の選定に反映できるようにしていくとともに、透明性を確保するという観点から、事業の内容や実施状況について、循環税事業に関する道と経済・産業団体等との連絡会議や道総研のホー

ムページなどのツールを活用した情報公開に努めていくことが必要である。

### (3) まとめ

環境問題に対する社会の関心の高まりの中で、平成18年に循環税が導入され、それ以降、道は、環境基本計画（第2次）の策定や循環型社会の推進に関する条例の制定、基本計画の策定をはじめとして、環境政策を推進してきた。

こうした中、道は、循環税を活用して、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する施設設備の整備、新たな事業創出や研究開発への補助事業をはじめ、企業等へのアドバイザー派遣や情報提供、産業廃棄物の適正処理のための不法投棄対策などを実施するとともに、産業界や事業者の要望などを踏まえ、循環税事業が活用されるよう見直しを行ってきた。

その結果、循環税事業の実施により年間20万トンの産業廃棄物がリサイクルされ最終処分量の削減につながるとともに、循環税の導入が動機づけとなり、事業者の排出抑制やリサイクルの取組が加速されたことから、循環税事業は一定の効果があつたものと認められる。

なお、本道は、汚泥や廃プラスチック類などリサイクルが進んでいない廃棄物があることや地域的な課題などもあり、リサイクル率が伸び悩んでいる。

また、事業者の環境問題への取組意向が拡大する中で、人材の育成確保、関連情報の入手などの課題を抱えており、行政に対して、設備投資への補助やリサイクルセミナー、関連情報の提供などの支援策へのニーズがある。

これらのことと踏まえ、今後へ向けては、循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の実態を的確に把握し、循環型社会形成推進基本計画の着実な推進のため循環税事業を総合的に活用していくことが必要である。

また、産業廃棄物の抑制やリサイクルへの意識啓発を図りながら、事業者の抱える課題や支援策へのニーズに対応して、設備投資や人材・情報などの支援策の充実や中小企業への支援、産業創出や技術開発支援の充実、さらには道総研に造成された研究開発基金による的確な産業界のニーズへの反映など、効果的な活用が必要である。

このように、循環税事業は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進、最終処分量の削減に一定の効果があるとともに、循環型社会形成の有力な手立てとしての役割を引き続き期待される。

今後とも、社会の要請に応えながら、道民や産業界などをはじめ北海道における循環型社会の構築を加速するため、循環税事業を引き続き推進していくことが必要である。

参考資料 1

北海道と全国の経済成長率の推移

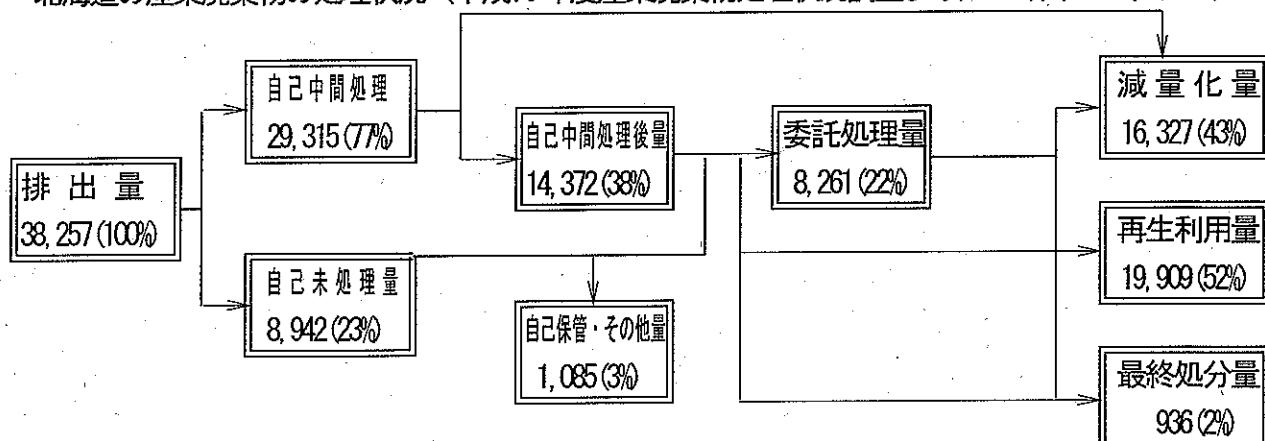
(単位 : %)

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
北海道	-0.4	-0.5	0.4	-1.0	-0.3	-1.7	-2.0
全国	1.1	2.1	2.0	2.3	2.3	1.8	-3.7

(平成20年度道民経済計算、平成20年度国民経済計算より)

参考資料 2

北海道の産業廃棄物の処理状況 (平成19年度産業廃棄物処理状況調査より) (単位 : 千トン)



参考資料 3

平成14年度と平成19年度の産業廃棄物種類別排出量比較 (単位 : 千トン)

廃棄物の種類	平成14年度(A)	平成19年度(B)	増減(B-A)	増減比(B/A-1)
燃えがら	188	290	102	54%
汚泥	12,998	11,969	▲1,029	▲8%
廃プラスチック類	290	210	▲80	▲30%
木くず	703	283	▲420	▲60%
動植物性残さ	366	208	▲158	▲43%
金属くず	184	205	21	11%
ガラス・コンクリートくず等	342	227	▲115	▲33%
がれき類	4,043	2,806	▲1,957	▲31%
鉱さい	389	236	▲153	▲39%
ばいじん	695	472	▲223	▲32%
建設混合廃棄物	46	83	37	80%
産業廃棄物排出量	41,061	38,257	▲2,804	▲7%

(H14年度産業廃棄物実態調査、H19年度産業廃棄物処理状況調査より)

## 参考資料4

## 産業廃棄物種類別業種別排出量

(単位:t)

業種 種類	合計	農業	漁業	建設業	製造業		
						食料品	電気・ガス・熱供給水道業
合計	38,257,267	21,043,372	6,418	3,484,925	7,540,717	1,616,452	5,594,073
燃え殻	290,112	-	-	4	263,051	11,448	27,012
汚泥	11,968,513	-	-	204,927	6,250,050	1,371,542	5,202,684
廃油	44,179	-	-	1,380	11,425	2,285	197
廃酸	59,595	-	-	18	57,522	50,447	66
廃アルカリ	7,284	-	-	16	5,407	27	3
廃プラスチック類	209,605	19,723	6,418	37,035	68,916	12,566	566
紙くず	30,289	-	-	8,813	19,378	-	-
木くず	283,474	-	-	202,088	58,844	-	-
繊維くず	859	-	-	820	38	-	-
動植物性残さ	203,231	-	-	-	184,679	163,776	-
動物系固形不要物	2,141	-	-	-	1,523	1,523	-
ゴムくず	493	-	-	83	380	1	19
金属くず	204,923	-	-	70,424	106,012	1,494	673
ガラス・コクレート・陶磁器くず	227,326	-	-	60,960	158,670	201	117
鉱さい	236,078	-	-	439	235,374	-	3
がれき類	2,806,097	-	-	2,787,824	6,372	30	3,831
廃石こうボード	27,039	-	-	26,980	52	-	0
建設用混合廃棄物	83,123	-	-	83,086	15	-	-
ばいじん	471,576	-	-	9	112,758	1,114	358,787
感染性廃棄物	20,775	-	-	-	226	-	-
動物のふん尿	20,978,772	20,978,772	-	-	-	-	-
動物の死体	44,877	44,877	-	-	-	-	-
廃家電品	4,230	-	-	15	22	0	115
廃自動車	47,124	-	-	-	-	-	-
廃ビンテリー	532	-	-	2	3	0	0
廃農薬	22	-	-	-	-	-	-

(H19産業廃棄物処理状況調査より)

注) 主な業種のみを掲げているので、業種別を積算したものと「合計」の数値は一致しない。

## 平成 23 年度 循環資源利用促進税事業の概要

## 1 循環資源利用促進施設設備整備費補助事業

産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る施設及び設備機器の整備に助成する。

補助対象事業者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	限度額
① 道内に事業所を置く事業者 (NPO 法人及び道内地方公共団体を含む)	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る施設及び設備機器の整備	1 / 2 以内	①機械装置費 ②施設整備費 ③委託費 ④その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	排出抑制・減量化 1 億円 リサイクル 3 億円 (通算限度額 : 5 億円)
② 道内に事業所を設置しようとする事業者	他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る施設及び設備機器の整備			
③ 主に①又は②の者で構成される法人格を有する団体	特定の産業廃棄物(汚泥、廃プラスチック類)のリサイクルに係る施設及び設備機器の整備	2 / 3 以内		

## 2 リサイクル産業創出事業費補助事業

中小企業等が行うリサイクル製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証、原材料確保やコスト算定等を目的として行う事業(実証実験)、及び収益性・物流・販路等のマーケティング調査等を目的として行う事業(市場調査)に係る経費に助成する。

補助対象事業者	補助条件等	補助対象経費	限度額
① 道内に事業所を置く事業者(NPO 法人を含む。)	中小企業及び中小企業が半数以上で中小企業が代表者となるグループ	3 / 4 以内	原材料・副材料費、機械装置費、人件費、技術導入費ほか
② 上記で構成されるグループ	上記以外	1 / 2 以内	500 万円以内 (市場調査のみの場合 200 万円以内)

## 3 リサイクル技術研究開発補助事業

産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る研究開発に要する経費に助成する。

補助対象事業者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	限度額
① 道内に事業所を置く事業者(NPO 及び道内地方公共団体を含む。)	早期の事業化を目的とした産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る基礎研究・応用研究・実用研究・試作研究・技術改善	中小企業及び中小企業で概ね構成されるグループ	2 / 3 以内	原材料費・副材料費、治具・工具費、外注費、賃金、技術導入費、試験検査依頼費、リース料・レンタル料ほか
② 上記で構成されるグループ	上記以外	1 / 2 以内		1 千万円

## 4 リサイクル関連情報普及事業

産業廃棄物に関する情報を提供するとともにリサイクル懇談会や人材育成セミナーを開催する。また、環境教育や普及啓発を推進する。

懇談会等	リサイクル懇談会や人材育成セミナーの開催
普及啓発	新聞広告・WEB 等による普及・啓発
環境教育	環境読本、3R 啓発セットの作成
情報提供	廃棄物実態調査の実施及び情報提供

## 5 中小企業リサイクルアドバイザー派遣事業

企業における産業廃棄物のリサイクル等に関する課題解決のため、事業所等に専門家を派遣する。

対応範囲	派遣の種類
■技術協力、技術提携	○道内中小企業の事業所への派遣 (派遣申請者負担: 1 日当たり 1 万円)
■研究開発支援(技術開発・製品開発、生産・加工技術の向上など)	○セミナーや講演会等への講師派遣 (派遣申請者負担: 1 時間当たり 3,334 円)
■事業化支援	○地域や団体の主催する学習会への講師派遣 (派遣申請者負担なし)
■リサイクル講座	

また、廃棄物処理法に関する講習・アドバイスを行うため、企業などの希望により、道の職員を「リーガルアドバイザー」として事業所等へ派遣する。

## 6 循環資源利用促進税適正運用対策事業

税制度の円滑な運用のため、税の公平性を損なう産業廃棄物の不適正処理に対し、民間事業者や道民との協働による監視体制を構築する。

- ( 通報用フリーダイヤル設置、新聞、地下鉄及び JR 広告等による PR、 )
- 〔 通報協定事業者用啓発ステッカーの作成 など 〕

## 7 リサイクル製品認定支援事業

リサイクル製品認定に係る認定申請及び更新時に要する経費に助成する。

補助対象事業者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	限度額
北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱に基づき北海道リサイクル認定製品の認定を受けた事業者	北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第 3 及び第 6 に基づく認定を受けるために実施する試験分析	中小企業者 2 / 3 以内	北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱別表 1 に定める	30 万円
		上記以外 1 / 2 以内	補助申請年度内に実施された試験分析費	

また、リサイクル認定製品の普及啓発のため環境関連展示会への出展などを行う。

## 循環資源利用促進税事業見直しについて

区分	事業名	平成22年度	平成23年度	備考
改正	循環資源利用促進施設設備整備費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら排出する産業廃棄物のリサイクル等 1/2以内</li> <li>・他者が排出する産業廃棄物のリサイクル 1/3以内</li> </ul> </li> <li>○補助限度額           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1億円</li> <li>・通算限度額 2億円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率の引上げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者排出物リサイクル 1/2</li> </ul> </li> <li>○補助率の嵩上げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定廃棄物(汚泥、廃プラ)のリサイクル 2/3</li> </ul> </li> <li>○補助限度額の引上げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出抑制 1億円</li> <li>・リサイクル 3億円</li> <li>・通算限度額 5億円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22補助実績 件数: 19件 補助額: 496,629千円</li> <li>・H23認定申請 (5/31現在) 件数: 44件 要望額: 2,200,730千円</li> </ul>
継続	リサイクル技術研究開発補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業 2/3以内</li> <li>・それ以外 1/2以内</li> </ul> </li> <li>○補助限度額           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1千万円</li> </ul> </li> <li>○補助対象事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・応用研究、応用研究に伴う基礎研究、実用研究他</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>同 左</li> <li>○対象経費の拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金を追加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22補助実績 件数: 8件 補助額: 41,560千円</li> <li>・H23認定申請 (5/31現在) 件数: 6件 要望額: 46,927千円</li> </ul>
新規	循環資源利用促進特定課題研究開発事業費補助金 (H22.4定措置)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○道立総合研究機構が行う研究開発費(基金造成)に対する補助</li> <li>○補助率 10/10</li> <li>○補助額 5億円</li> <li>○特定廃棄物に係るリサイクル技術の確立           <ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥、廃プラ類、建設混合廃棄物</li> <li>水産系廃棄物</li> </ul> </li> </ul>	・研究期間はH22~H26までの5年間
改正	リサイクル産業創出事業費補助金 (経済部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等</li> </ul> </li> <li>○補助率           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等 3/4以内</li> <li>・その他 1/2以内</li> </ul> </li> <li>○補助限度額           <ul style="list-style-type: none"> <li>・300万円以内</li> <li>・500万円以内</li> </ul> </li> <li>○補助対象事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証試験、市場調査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象者の拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内事業者</li> </ul> </li> <li>○補助率           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等 3/4以内</li> <li>・その他 1/2以内</li> </ul> </li> <li>○補助限度額           <ul style="list-style-type: none"> <li>・500万円以内</li> </ul> </li> <li>○対象経費の拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金を追加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22補助実績 件数: 2件 補助額: 5,992千円</li> <li>・H23認定申請 (5/31現在) 件数: 5件 要望額: 28,648千円</li> </ul>
新規	食の循環モデル構築委託事業費(経済部) (H23.2定)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル事業公募委託</li> <li>○フォーラム開催</li> </ul>	
改正	循環資源・リサイクル製品情報支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル関連情報等</li> <li>・懇談会、セミナーの開催</li> </ul> </li> <li>○夢ネットの運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・WEB、メルマガ配信</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル関連情報普及事業に振替えて継続</li> <li>○道のメルマガである環境メッセージ、道のHPに移行</li> </ul>	
新規	リサイクル関連情報普及事業費 (H23.2定)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル懇談会、人材育成セミナーの開催</li> <li>○普及啓発事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広告、WEB等による普及・啓発</li> </ul> </li> <li>○環境教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境読本、3R啓発セットの作成</li> </ul> </li> <li>○廃棄物実態調査の実施及び情報提供</li> </ul>	
改正	リサイクルアドバイザーパ派遣事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業へアドバイザー派遣           <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業負担 1万円/日 3,333円/時</li> <li>・人材育成セミナー</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域(市町村)や団体(経済団体、農業団体)などが主催する学習会へ派遣を追加(団体負担なし)</li> <li>○リサイクル関連情報普及事業に振替えて継続</li> </ul>	
継続	循環資源利用促進税適正運用対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産廃110番設置、啓発事業</li> <li>○民間事業者等との通報協定</li> </ul>	同 左	
新規	リサイクル製品認定支援事業費		<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定申請及び更新時の経費に対する補助</li> <li>○環境関連展示会出展等</li> </ul>	

## 循環資源利用促進税事業の取組状況

## 1 循環資源利用促進施設設備整備費補助事業（設備補助金） H18年度～

◆産業廃棄物の排出抑制やりサイクルのための施設・設備の導入費用の一部に対し、補助金を交付。

## 【平成18年度 補助事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
北海道糖業株	伊達市	ライムケーキ造粒生産設備の整備	4,100千円
日本甜菜製糖株	士別市	ライムケーキ専用散布機の整備	7,950
社会福祉法人 函館厚生院	函館市	感染性医療廃棄物減容機の整備	14,250
広教資材株	南幌町	木質ペレット製造設備の整備	4,740
王子製紙株	苫小牧市	ペーパースラッジ及びボイラーグラウンドスラグ設備等の整備（2カ年事業）	98,300
岡本興業株	石狩市	建設汚泥等再生品製造設備の整備（2カ年事業）	13,669
計		6事業	143,009

## 【平成19年度 補助事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株アレフ	恵庭市	廃食油を利用したBDF精製装置整備事業	6,000千円
株イシイ機械リース	雄武町	農業用廃プラスチックの代替燃料化設備整備事業	1,593
三共宇部生コン株	旭川市	生コン汚泥リサイクル設備整備事業	10,773
日本製紙株	白老町	ボイラーグラウンドスラグ設備整備事業	75,000
北清企業株	札幌市	廃石膏ボード石膏粉を利用した白線引き製造設備整備事業	4,500
北海道糖業株	伊達市	ライムケーキ大規模造粒生産設備導入事業	100,000
計		6事業	197,866

## 【平成20年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
(有)イザワ	別海町	酪農業の廃ラップ燃料化施設整備事業	4,418千円
大富工業(株)	南幌町	プラスチック廃棄物(残渣物)の排出抑制事業	31,274
環境開発工業(株)	北広島市	トナーカートリッジの解体処理施設整備事業	4,633
三基開発(株)	南幌町	木くずの高品質チップ化設備整備事業	4,666
昭和マテリアル(株)	岩見沢市	バーカー施工用等木くず再資源化施設整備事業	20,760
津別单板協同組合	津別町	端材から木質エネルギーへの再資源化事業	8,275
日本甜菜製糖(株)	士別市	高脱水ライムケーキを農地散布する専用散布機の整備事業	19,350
美瑛川砂利碎石販売 協業組合	美瑛町	廃プラスチック類の再資源化設備整備事業	20,270
双葉建設産業(株)	芦別市	木くずの燃料化等設備整備事業	12,000
特定医療法人北楓会	札幌市	感染性廃棄物を滅菌・破碎して排出を抑制する設備の整備事業	20,359
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市	異物混入廃プラスチックのRPF化設備整備事業	27,533
計		11事業	173,538

## 【平成21年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
(株)シティサービス	三笠市	廃プラスチック残渣物の抑制設備事業	40,250千円
ホクレン農業協同組合連合会	斜里町	ライムケーキ専用大型散布機整備事業	8,025
カサシマ建設(株)	札幌市	おが屑圧縮成型燃料化設備事業	4,800
ぎょれん総合食品(株)	小樽市	水産加工場汚泥排出抑制設備事業	15,600
津別単板協同組合	津別町	木質汚泥燃料化設備事業	2,365
六花亭製菓(株)	帯広市	工場排水処理汚泥の排出抑制設備事業	47,500
太平洋セメント(株)	北斗市	廃石膏ボードのセメント資源化設備事業	8,439
(株)日高ミール	浦河町	水産系残さの再資源化設備事業	31,508
(株)ネオリサイクル	留萌市	木くずの適正処理・再資源化設備事業	2,666
(株)フェニックス	札幌市	バッテリー廃棄物の再生設備事業	4,265
北海道吉野石膏(株)	恵庭市	廃石膏ボードのリサイクル設備事業	5,036
越智建設(株)	苦小牧市	ばいじん(石炭灰)の路盤材への再資源化施設設備事業	11,092
計		12事業	181,546

## 【平成22年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
コスモ食品(株)	芽室町	調味料残渣物の廃棄量抑制事業	7,473千円
(株)マテック	石狩市	使用済み自動車の廃棄物排出抑制のための、解体機導入による使用済み自動車工場設備事業	100,000
スペシャリティーミネラルズF M T(株)	白老町	生産工程最終廃棄物残渣抑制事業	1,280
(株)S R テクノ	登別市	シュレッダーダスト再資源化事業	100,000
湧別漁業協同組合	湧別町	水産加工場汚泥の排出抑制設備整備事業	14,000
(株)サトウ	帯広市	バイオマスボイラーカラ排出する焼却灰の再資源化事業	1,110
(株)矢野電器	むかわ町	廃油再生リサイクル設備整備事業	1,406
(株)高橋作工	旭川市	木くずのリサイクル設備整備事業	12,600
北海道住宅工業(株)	石狩市	産業廃棄物(木端材)の排出抑制事業	8,451
(株)ビッシェル	標津町	ホタテ貝殻の高付加価値資源化事業	2,406
(株)マテック	石狩市	自動車樹脂部品リサイクルのための破碎設備整備事業	5,000
(社福)清水旭山学園	清水町	農業用廃プラスチック再生事業	25,000
(株)クロダリサイクル	函館市	大型破碎施設(シュレッダープラント)変更事業	100,000
(株)ぎょれん室蘭食品	伊達市	水産加工場汚泥の排出抑制設備整備事業	39,000
沢口産業(株)	湧別町	木くず(建設廃材等)の排出抑制、再資源化設備整備事業	14,694
(株)中央食鶏	三笠市	成鶏処理加工残渣飼料再資源化事業	17,550
(株)日本軽金属	苦小牧市	ボーキサイト残渣水分減量化事業	37,002
北海道けいこう灯りサイクル(株)	石狩市	廃蛍光灯リサイクル事業	6,732
上原ネームプレート工業(株)	旭川市	めっき廃水処理汚泥の排出抑制事業	2,925
計		19事業	496,629

## 2 リサイクル産業創出事業費補助事業 H18年度～

◆中小企業等が行う産業廃棄物を利用したりサイクル製品の事業化に向けた実証実験・市場調査に必要な経費の一部に対し、補助金を交付。

### 【平成18年度 補助事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株丸興産業	知内町	水産残渣を利用した堆肥の活用促進事業	1,076千円
計		1事業	1,076

### 【平成19年度 補助事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株旭川振興公社	旭川市	シュレッダーダストを利用した固形燃料製造事業	1,525千円
株北海道スカラップ	鹿部町	ボイルホタテ貝殻を利用した特殊肥料製造事業	2,025
利尻島建設廃材処理協同組合	利尻町 利尻富士町	木くずリサイクル事業起業化・事業計画策定事業	2,122
計		3事業	5,672

### 【平成20年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株新聞協同運輸	札幌市	固体発酵を用いたオカラの家畜飼料化事業	1,167千円
株苫小牧清掃社・株マテック・日鐵セメント	苫小牧市	低品位廃プラスチック類を用いた代替燃料の品質向上リサイクル事業化実証事業	710
計		2事業	1,877

### 【平成21年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
(株)イワクラ	苫小牧市	木屑焚きボイラ焼却灰を利用した路盤材用骨材製造事業	1,438千円
(株)エコロ	江別市	リサイクル木炭のハウス・露地栽培活用(土壤改良剤、製造排熱)及び住宅調湿等実証実験	800
株環境科学開発研究所・うえてつ株・アールアンドイー	札幌市 登別市	解体系廃石こうボードの石こう原料化事業	1,500
計		3事業	3,738

### 【平成22年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
環境創研(株)	日高町	イカゴロ・ホタテウロを原料とした飼料製造化実証事業	2,992千円
コンス・A・M・G(株)	江別市	ガラスカレットを利用した凍上抑制層材料の利用促進事業	3,000
計		2事業	5,992

### 3 リサイクル技術研究開発補助事業 H19年度～

◆事業化を前提に行われる産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る研究開発に要する経費の一部に対し、補助金を交付。

#### 【平成19年度 補助事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株エコニクス	恵庭市	攪拌造粒機を用いたアブラナ科農作物病害抑制・肥料効果のある石炭灰利用粒状土壤改良剤の実用研究	3,260千円
岡本興業株	石狩市	焼却灰等を利用した土木材料へのリサイクル化技術の研究開発	2,910
株テクノ	小樽市	廃蛍光管ガラスを利用した軽量タイル製造法の開発	2,463
株熊谷組 株ヒューエンス ※グループで実施	札幌市 帯広市	炭酸カルシウム系排出物（ライムケーキ）の再資源化前処理及びカスケード利用技術の研究開発	3,510
計		4事業	12,143

#### 【平成20年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株イワクラ	苫小牧市	木くず焚きボイラ焼却灰を造粒した骨材・路盤材の開発	3,311千円
計		1事業	3,311

#### 【平成21年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株エコマテリアル	白老町	高温高圧処理方式によるバイオマス資源肥料化技術開発研究	5,348千円
オクトサービス株	滝川市	鉱物-鉄イオン複合体および高濃度酸素を用いた水産廃棄物分解・肥料化システムの構築	3,368
環境創研株	日高町	イカゴロを原料とした飼料原料化技術の開発	1,922
北清企業株	札幌市	寒冷地でも通年利用可能なバイオディーゼル燃料製造プロセスの開発	5,933
森産業株	土幌町	アミノ酸製造工程残さ（P B 残渣）の資源化方法の開発	1,498
計		5事業	18,069

#### 【平成22年度 認定事業一覧】

申請者	事業実施地	事業内容	補助金額
株レーザープロ	札幌市	果皮液で減容した廃発泡スチロール（P S ジェル）の有効利用方法の開発	3,950千円
（有）アクアズーム	上ノ国町	未利用の地域資源を活用する沿岸水産資源増殖基材の製造試験研究	9,899
千歳市	千歳市	千歳市下水道汚泥燃料化研究事業	2,985
日本データーサービス株	札幌市	産業廃棄物のガス化と発電の技術改善と実証事業	8,086
渡邊清掃株	別海町	乳製品由来廃棄物の放牧豚用飼料開発	1,005
特定非営利活動法人 北海道資源循環研究所	札幌市	亜臨界処理方式によるバイオマス資源肥料化技術研究開発	3,405
（有）コッコ・コーポレーション・（有）酒井農場	千歳市	オカラと廃棄鶏を利用した採卵鶏用飼料の開発	2,230
株白高ミール	浦河町	水産系残渣の有効利用試験	10,000
計		8事業	41,560

#### 4 循環資源・リサイクル製品情報ネットワーク支援事業（じゅんかん夢ネット） H18年度～

◆北海道における産業廃棄物の排出抑制及び循環資源（リサイクル原料）の循環的な利用、産業廃棄物の適正な処理を推進することを目的として、道内の企業等における循環資源の利用状況やリサイクル製品等について把握し、データベースを構築するとともに、インターネットを利用した情報提供などを実施（運用開始：平成18年10月1日）。<http://jun-kan.jp/>

■アクセス件数 (H18.10～H23.3) : 667,647件
■会員数 (H23.3末現在) : 386件
■事業費(18年度) : 26,153千円 (19年度) : 14,175千円 (20年度) : 20,375千円
(21年度) : 15,738千円 (22年度) : 15,708千円

◆「じゅんかん夢ネット」をはじめとする循環税事業の一層の周知と利用を促進するため、札幌において開催されるビジネスイベントに出展するとともに、セミナーなどを開催。

#### 5 中小企業リサイクルアドバイザー派遣事業 H19年度～

##### (1)中小企業リサイクルアドバイザーの派遣

◆産業廃棄物のリサイクルを促進するため、専門のアドバイザーを中小企業に派遣し、中小企業が取り組む新技術・新製品の開発、生産工程の改善、品質管理の向上、環境保全対策等について、課題の解決に向けた指導・助言を実施。

■登録アドバイザー : 14名（民間実務経験者、学識経験者など）
■派遣件数(H19年度) : 5件 ■派遣件数(H20年度) : 8件 ■派遣件数(H21年度) : 3件
■派遣件数(H22年度) : 4件

##### ◆リサイクルアドバイザー派遣状況

年 度	派遣業種	派遣・相談内容
H 1 9	廃棄物処理業	リサイクルをテーマとした社員研修
	建設業	リサイクル施設導入に伴う支援制度の有効活用
	造園業	リサイクル製品製造の課題に係る相談
	建設業	リサイクル商品開発プロセスをテーマとした社員研修
	建設業	水産系廃棄物からの製品化に係る技術相談、販路相談
H 2 0	造園業（5回）	リサイクル製品開発に係る販路相談、事業化への助言
	地域経済団体	R P F の基礎知識とビジネス化への助言
	建設業	建設廃材のリサイクルに係る技術相談
	業界団体	環境法令の開設や事例についての講演
H 2 1	廃棄物処理業	リサイクル製品の有効利用方法や技術の向上策の助言
	木材加工業（2回）	エコアクション21取得に向けた助言
H 2 2	廃棄物処理業	事業所内での廃棄物処理業の基礎知識等の講演
	建設業	廃棄物処理業とリサイクル法の知識習得のための講演
	製造業	廃棄物の抑制及び再資源化への助言
	木材加工業	エコアクション21取得に向けた助言

## (2)リーガルアドバイザーの派遣

- ◆道の担当職員を事業所等に派遣し、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理のルールに関するアドバイスを実施。

■派遣件数(H19年度) : 14件	■派遣件数(H20年度) : 11件	■派遣件数(H21年度) : 9件
■派遣件数(H22年度) : 10件		

## (3)リサイクル事業人材育成セミナーの開催

- ◆リサイクル製品の事業化を計画している中小企業等を対象として、産業廃棄物を循環資源として有効利用し、リサイクル製品を製造・販売するための実践的知識・ノウハウを習得するセミナーを開催。

【リサイクル事業人材育成セミナー開催結果】

実施場所		実施日	事業内容
H19	札幌市 〔講義：かでる2・7 見学：札幌市リサイクル団地内施設〕	12. 17～18	講義：環境法令等の遵守責任、リサイクル製品のマーケティングほか 視察：ペットボトルリサイクル施設 受講者：53名
H20	札幌市(視察は北広島市) 〔講義：かでる2・7 視察：環境開発工業㈱、(株)新生ゴム〕	12. 10～11	講義：環境法令等の遵守責任、特許技術の活用、リサイクル商品開発ほか 視察：リサイクル製品製造施設 受講者：38名
H21	札幌市(視察は美唄市) 〔講義：かでる2・7 視察：日本理化学工業㈱〕	12. 14～15	講義：人材育成のトレンド、リサイクルの技術的な課題、成功するための事業戦略ほか 視察：リサイクル製品製造施設 受講者：29名

■事業費(19年度) : 984千円 (20年度) : 734千円 (21年度) : 870千円 (22年度) : 中止
---

## 6 循環資源利用促進税窗口運用対策事業 H19年度～

- ◆産業廃棄物の不適正処理に対し、民間事業者や道民との協働による監視体制を構築し、産業廃棄物の適正処理を推進。

■産廃110番の設置 フリーダイヤル「0120-53-8124」
■地下鉄やJRの中吊り広告、新聞等を活用した啓蒙・啓発
■民間事業者等（北海道電力(H18)、北海道農業協同組合中央会、北海道森林組合連合会、北海道漁業協同組合連合会(H19)、(社)北海道トラック協会(H20)、(社)北海道建設業協会(H21)、NTT北海道・東日本電信電話株式会社北海道支店(H22)との通報協定締結
■道警との連携
■事業費(19年度) : 6,144千円 (20年度) : 8,806千円 (21年度) : 3,895千円 (22年度) : 5,792千円

**7 循環資源利用促進特定課題研究開発事業 H22年度～**

- ◆最終処分量が多くリサイクル量が少ない産業廃棄物や技術的な課題によりリサイクルが進まない産業廃棄物を特定廃棄物として設定し、(地独)北海道立総合研究機構に対し、基金を設置して、課題解決に向け早急に取組み、研究成果の普及、事業化を図る。(事業費：500,000千円)

特定廃棄物の設定理由	特定廃棄物
最終処分量が多くリサイクルが進まない産業廃棄物	汚泥、廃プラスチック類
技術的な課題によりリサイクルが進まない産業廃棄物	建設混合廃棄物、水産系廃棄物(ホタテウロなど)
上記の課題を有すると知事が認める産業廃棄物	上記特定廃棄物以外で、産業界の要望により設定

## 循環資源利用促進税等に関する全国の更新状況

(平成23年7月現在)

No	都道府県名	条例名称	導入時期	条例の更新検討規定	更新状況
1	北海道	北海道循環資源利用促進税条例	H18.10.1	施行後5年を目途に検討	検討中
2	青森県	青森県産業廃棄物税条例	H16.1.1	施行後5年を目途に検討	継続
3	岩手県	岩手県産業廃棄物税条例	H16.1.1	施行後5年を目途に検討	継続
4	宮城県	産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を経過した日	継続
5	秋田県	秋田県産業廃棄物税条例	H16.1.1	施行後5年を目途に検討	継続
6	山形県	山形県産業廃棄物税条例	H18.10.1	施行後5年を目途に検討	継続
7	福島県	福島県産業廃棄物税条例	H18.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
8	新潟県	新潟県産業廃棄物税条例	H16.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
9	愛知県	愛知県産業廃棄物税条例	H18.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
10	三重県	三重県産業廃棄物税条例	H14.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
11	滋賀県	滋賀県産業廃棄物税条例	H16.1.1	施行後5年を目途に検討	継続
12	京都府	京都府産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
13	奈良県	奈良県産業廃棄物税条例	H16.4.1	平成25年度を目途に検討	
14	鳥取県	鳥取県税条例	H15.4.1	税の適用期間H25.3.31	継続
15	島根県	島根県産業廃棄物減量税条例	H17.4.1	施行日から5年間効力を	継続
16	岡山県	岡山県産業廃棄物処理税条例	H15.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
17	広島県	広島県産業廃棄物埋立税条例	H15.4.1	施行日から起算して10年	継続
18	山口県	山口県産業廃棄物税条例	H16.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
19	愛媛県	愛媛県資源循環促進税条例	H19.4.1	施行後5年を目途に検討	検討中
20	福岡県	福岡県産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
21	佐賀県	佐賀県産業廃棄物税条例	H17.4.1	平成26年度を目途に検討	
22	長崎県	長崎県産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
23	熊本県	熊本県産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
24	大分県	大分県産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
25	宮崎県	宮崎県産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
26	鹿児島県	鹿児島県産業廃棄物税条例	H17.4.1	施行後5年を目途に検討	継続
27	沖縄県	沖縄県産業廃棄物税条例	H18.4.1	施行後5年を目途に検討	継続

平成21年度  
循環資源利用促進税に関するアンケート調査結果（抜粋）

### 1. 調査概要

#### (1) 調査の目的

平成18年10月1日から導入した循環資源利用促進税（循環税）について、税導入効果を検証するとともに、将来の循環税を活用した事業（循環税事業）のニーズを把握することを目的とする。

#### (2) 調査方法・対象

本調査は、平成21年9月から平成22年1月にかけて「じゅんかん夢ネット」会員や認定リサイクル製品製造事業者など2143件に、郵送で送付し、ファックスまたはEメールで763件から回答があった。（回収率35.6%）

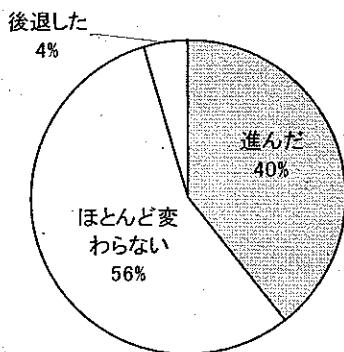
送付先	送付数	回収数	回収率
じゅんかん夢ネット会員、H18~20アンケート回答者、個別に相談のあった事業者、認定リサイクル製品製造事業者、循環資源利用促進協議会会員（国の機関等を除く）、産業廃棄物を排出する主な業種（製造業、建設業等）から抽出した事業者	2143	763	35.6%

#### (3) 回答者の事業者区分

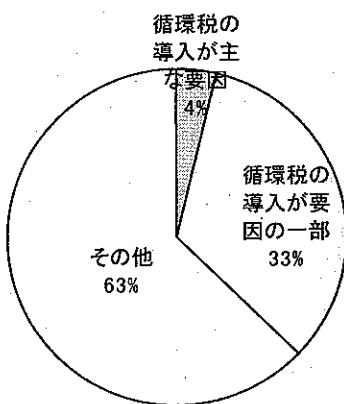
- 産業廃棄物の排出事業者・・・・・・・・・・・・593件 (77.7%)
- 産業廃棄物のリサイクル事業者・・・・・・・・90件 (11.8%)
- 不明・・・・・・・・・・・・80件 (10.5%)

◎産業廃棄物の排出抑制やリサイクルについて

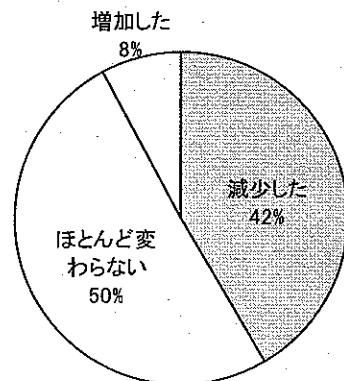
(1) ここ5年程の産業廃棄物の排出抑制対策の状況



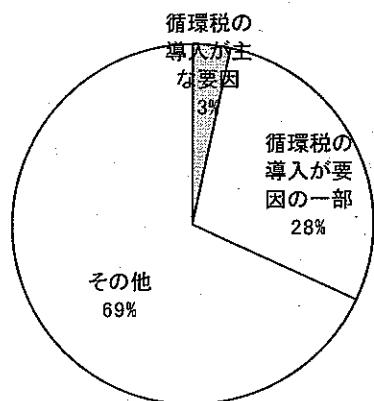
(2) ここ5年程の産業廃棄物の排出抑制対策が進んだ要因



(3) ここ5年程の産業廃棄物の最終処分の状況

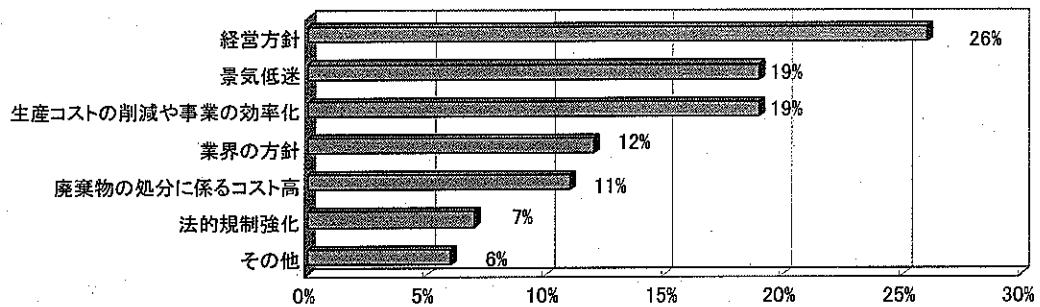


(4) ここ5年程の産業廃棄物の最終処分が減少した要因



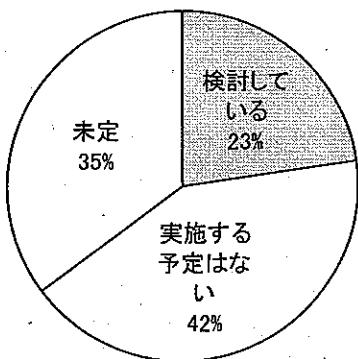
回答	回答数	割合
循環税の導入が主な要因	9	3%
循環税の導入が要因の一部	75	28%
その他	181	69%

(5) ここ5年程の産業廃棄物の最終処分が減少した循環税の導入以外の要因



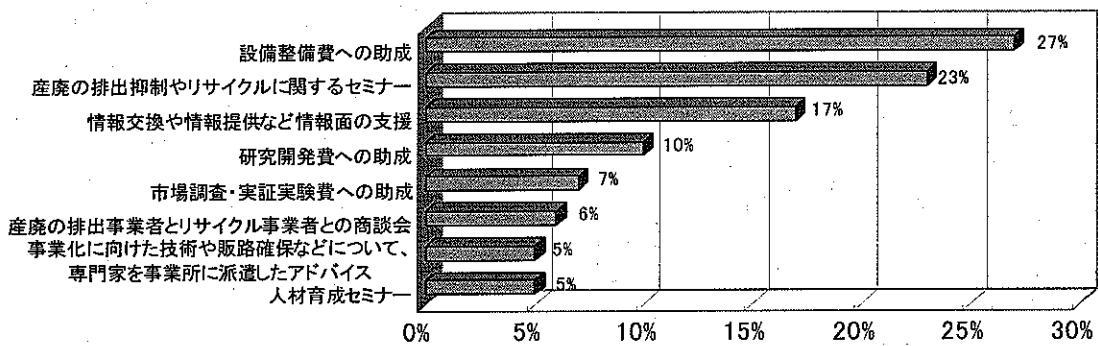
回答	回答数	割合
経営方針	129	26%
景気低迷	93	19%
生産コストの削減や事業の効率化	91	19%
業界の方針	61	12%
廃棄物の処分に係るコスト高	56	11%
法的規制強化	33	7%
その他	29	6%

(6) 中長期的（3年後から10年後くらいまで）に、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルについての事業・取組を新たに実施または拡大することについての検討状況



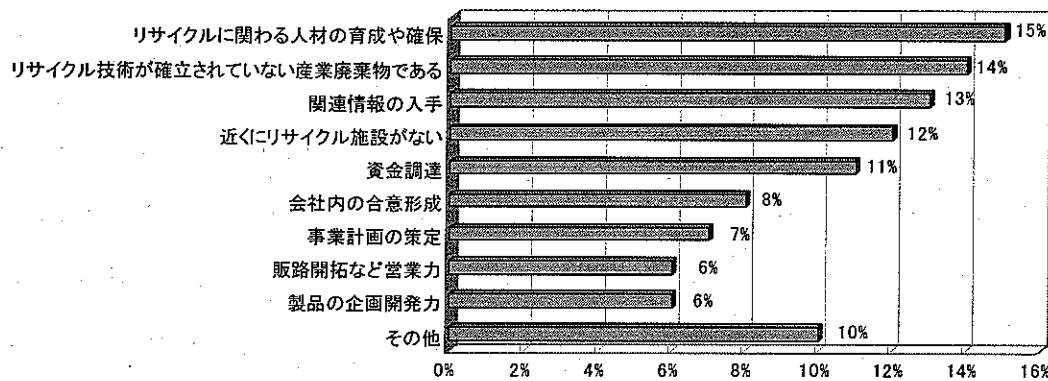
回答	回答数	割合
検討している	163	23%
実施する予定はない	303	42%
未定	251	35%

(7) 中長期的に産業廃棄物の排出抑制やリサイクルについての事業・取組を新たに実施、または拡大を検討している事業者の、現在実施している循環資源利用促進税を活用した支援策の利用ニーズ



回答	回答数	割合
設備整備への助成	78	27%
産廃の排出抑制やリサイクルに関するセミナー	67	23%
情報交換や情報提供など情報面の支援	48	17%
研究開発費への助成	29	10%
市場調査・実証実験費への助成	20	7%
産廃の排出業者とリサイクル事業者との商談会	16	6%
事業化に向けた技術や販路拡大などについて、専門家を事業所に派遣したアドバイス	15	5%
人材育成セミナー	13	5%

(8) 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに取り組む上での課題



回答	回答数	割合
リサイクルに関わる人材の育成や確保	146	15%
リサイクル技術が確立されていない産業廃棄物である	141	14%
関連情報の入手	125	13%
近くにリサイクル施設がない	122	12%
資金調達	107	11%
会社内の合意形成	77	8%
事業計画の策定	71	7%
販路開拓などの営業力	60	6%
製品の企画開発力	56	6%
その他	95	10%

参考資料 10

国内（道内）総生産と排出量・再生利用量・最終処分量の推移（全国・北海道）

区分	全 国			
	国内総生産 (名目)	排出量	再生利用量	最終処分量
H14年度	4,899千億円	3億9,300万トン	1億8,200万トン	4,000万トン
H19年度	5,157千億円	4億1,900万トン	2億1,881万トン	2,014万トン
H19-H14	258千億円	2,600万トン	3,681万トン	▲1,986万トン
増減比	5.3%	6.6%	20.2%	▲49.7%

区分	北 海 道			
	道内総生産 (名目)	排出量	再生利用量	最終処分量
H14年度	200千億円	41,061千トン	20,775千トン	1,541千トン
H19年度	188千億円	38,257千トン	19,909千トン	936千トン
H19-H14	▲12千億円	▲2,804千トン	▲866千トン	▲605千トン
増減比	▲6.0%	▲6.8%	▲4.2%	▲39.3%

（平成20年度国民経済計算、平成20年度道民経済計算、平成14年度産業廃棄物実態調査、平成19年度産業廃棄物処理状況調査より）

## 北海道循環型社会形成基本計画（平成22年4月）（概要）

<p><b>第1章 計画策定の趣旨等</b></p>	<p>1 策定の趣旨 循環推進条例第7条第1項の規定に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定</p>	<p>2 計画の位置付け・性格 ○北海道が目指す循環型社会の具体的な指針 ○新・北海道総合計画の特定分野別計画 ○北海道環境基本計画の個別計画</p>	<p>3 計画の対象、期間及び目標 ①対象：廃棄物等 ②期間：平成22年度から ③目標：北海道らしい循環型社会の形成 中間年度目標数値 (平成26年度)</p>	<p>4 計画の策定の視点 ○地域循環圏を踏まえた施策展開 ○「エコアーランド北海道」の実現に向け考慮する5つの視点（自然との共生、健全な物質循環の確保、持続可能な生活、環境に配慮した地域づくり、の良好な関係）</p>										
<p><b>第2章 現状と課題</b></p>	<p>【物質フロー】平成14年度と比較して、天然資源等投入量及び廃棄物等の発生量は減少、循環利用率はわずかに減少 【廃棄物】一廃・排出量少、リサイクル率低 産廃：廃プラ、汚泥再生利用低 【バイオマス】生ごみの利活用率向上・新たな利活用開発が必要 【循環型社会ビジネス】原材料確保、リサイクル製品の販売面などが課題</p>	<p><b>第3章 施策の基本的な方針と指標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針           <ol style="list-style-type: none"> <li>①3Rの推進</li> <li>②廃棄物の適正処理の推進</li> <li>③バイオマスの利活用の推進</li> <li>④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興</li> </ol> </li> <li>循環型社会の形成のための指標の設定           <ol style="list-style-type: none"> <li>物質フロー指標</li> <li>循環利用率：約15% 最終処分量：98万t以下</li> </ol> </li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組指標</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①環境に配慮した取組</td> <td>道民：具体的行動（実践度）約50% 事業者：ISO14001等取得数700件以上 市町村：組織的なリーフ購入（全市町村）</td> </tr> <tr> <td>②廃棄物処理</td> <td>排出量：一座197万t以下・産廃3,700万t以下 1人1日当たり排出量：一座1,000g/人・日以下 リサイクル・再生利用率：一座30%以上・産廃53%以上 最終処分量：一座40万t以下・産廃58万t以下</td> </tr> <tr> <td>③バイオマス利活用率</td> <td>廃棄物系：約90%以上 未利用：約60%以上</td> </tr> <tr> <td>④循環型社会ビジネス</td> <td>②再掲 リサイクル認定製品数：160製品以上</td> </tr> </tbody> </table>	取組指標	目標	①環境に配慮した取組	道民：具体的行動（実践度）約50% 事業者：ISO14001等取得数700件以上 市町村：組織的なリーフ購入（全市町村）	②廃棄物処理	排出量：一座197万t以下・産廃3,700万t以下 1人1日当たり排出量：一座1,000g/人・日以下 リサイクル・再生利用率：一座30%以上・産廃53%以上 最終処分量：一座40万t以下・産廃58万t以下	③バイオマス利活用率	廃棄物系：約90%以上 未利用：約60%以上	④循環型社会ビジネス	②再掲 リサイクル認定製品数：160製品以上	<p><b>第3章 施策の基本的な方針と指標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>物質フローの補助指標           <ul style="list-style-type: none"> <li>資源生産性</li> <li>【取組指標の補助指標】 3Rの認知度、道におけるグリーン購入調達率、市町村の資源ごみ分別回収状況、産廃処理業者優良性評価基準適合事業者数、バイオマス外構想策定数、産業廃棄物処理業者数（区分を業として行う者）</li> </ul> </li> </ol>
取組指標	目標													
①環境に配慮した取組	道民：具体的行動（実践度）約50% 事業者：ISO14001等取得数700件以上 市町村：組織的なリーフ購入（全市町村）													
②廃棄物処理	排出量：一座197万t以下・産廃3,700万t以下 1人1日当たり排出量：一座1,000g/人・日以下 リサイクル・再生利用率：一座30%以上・産廃53%以上 最終処分量：一座40万t以下・産廃58万t以下													
③バイオマス利活用率	廃棄物系：約90%以上 未利用：約60%以上													
④循環型社会ビジネス	②再掲 リサイクル認定製品数：160製品以上													

<p><b>第4章 各主体の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①道民…環境に配慮したライフスタイルへの転換</li> <li>②NPO・NGO、大学等…自主的取組、各主体のつなぎ手、専門的学術的情見から情報の提供</li> <li>③事業者…排出者・拡大生産者責任に基づく取組</li> <li>④市町村…地域のコードイネーター、推進者、一般廃棄物処理責任者、3Rの率先取組者、関係法令の施行、3Rの率先取組</li> <li>⑤道…全道的・広域的のコーディネーター、推進者、関係法令の施行、3Rの率先取組</li> </ul>	<p><b>第5章 道が講ずべき施策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3Rの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○道民・事業者等の3Rに関する取組の促進</li> <li>○3R推進のための仕組み・基盤の構築</li> <li>○個別リサイクル法の的確な運用</li> <li>○自ら事業者としての率先取組の推進</li> </ul> </li> <li>廃棄物の適正処理の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○バイオマスの利活用の推進</li> <li>○利活用システムの構築・施設整備の促進</li> <li>○関係者間の連携の促進</li> <li>○利活用技術の研究開発</li> <li>○普及啓発等</li> </ul> </li> <li>循環型社会ビジネスの振興           <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環型社会ビジネスの創出・育成</li> <li>○再生品市場の形成促進</li> <li>○リサイクル関連産業の集積の促進</li> </ul> </li> </ol>	<p><b>第6章 計画の進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制：府内会議等による推進等</li> <li>進行管理：計画の点検・評価による施策の反映、進捗状況の把握、公表</li> <li>計画の見直し：法制度・社会経済等の変化などを踏まえ必要に応じ見直し</li> </ul>
---	--	---

## 循環資源利用促進特定課題研究開発事業

事業の名称	事業の目的・概要
ホタテ貝殻・牛糞堆肥の安定製造技術と草地での施用法確立	<p>水産・酪農を主体とする地域で排出されるホタテの貝殻と牛糞を地域で活用するため、ホタテ貝殻・牛糞を組み合わせた堆肥の養分特性を解明し、寒冷地での堆肥安定製造技術を確立する。さらに草地への当堆肥の肥効および経済性と導入条件等を明らかにする。</p> <p>ホタテ貝殻はその一部が暗渠資材等で利用されているが、地域で安定的に処理・利用・循環する仕組みが求められている。枝幸町では平成22年度から「枝幸町循環資源利用促進協議会」を設立するとともに、上川農業試験場天北支場ほか計8機関から成るワーキンググループ(WG)を設置し、ホタテ貝殻と牛糞尿、チップの混合による製造試験を進めている。</p>
石灰質未利用資源を用いた高性能排煙処理剤の開発	<p>一般廃棄物、産業廃棄物の焼却施設などで使用する安価で高性能な排煙処理剤を開発するため、製糖工場から排出されるライムケーキを用いた消石灰製造についての特殊な焼成・消化に関する技術シーズをもとに、日本ビート糖業協会、排煙処理剤を製造・販売する企業と共同して、ライムケーキの焼成、消化技術の最適化、製造プロセス・コスト試算を検討し、得られた排煙処理剤は物理化学的特性・排煙処理性能に関する評価を行う。さらに研究機関が連携し、廃棄物焼却事業所における排ガス処理性能に関する実証化試験を行う。</p>
ホタテウロの利用技術開発	<p>ホタテガイ漁業は年間40万トン以上の水揚量を誇る北海道の基幹水産業のひとつである。それ故、ホタテガイの加工工程では、中腸腺(ウロ)などのホタテガイ内臓物が年間約3万t程度発生する。ホタテガイ内臓物はウロの部分に有害なカドミウムを高濃度で蓄積しているため、生産者や加工業者および自治体等はその処理に苦慮しており、当場にも処理・利用に関する技術相談が多数寄せられている。</p> <p>約10年前、工業試験場ではカドミウムを除去する希硫酸浸出-電解処理法を開発し、現在、本成果の技術移転により設立された飼肥料製造実用プラントが稼働中であるが、処理コストや製品の品質など、いくつかの問題を抱えており、処理物のさらなる高品質化、低コスト化が望まれている。</p> <p>本事業は、プラントの抱える問題点を解消するため、脱カドミウム処理工程の改良を行い、脱カドミウム効率の向上、製品量の増加、製品価値の向上等を図ることで事業収支を改善し、リサイクル事業の安定化を図ることを目的とする。</p>

## 参考資料 1 3

### 北海道循環資源利用促進税条例

#### (課税の根拠)

第1条 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源（産業廃棄物のうち有用なものをいう。以下同じ。）の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税を課する。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 次に掲げる者であつて道内において産業廃棄物の埋立処分を事務又は業として行うものをいう。
  - ア 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の処理を行う市町村
  - イ 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けている者
- (3) 最終処分場 次に掲げるものであつて道内に設置されたものをいう。
  - ア 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であつて、同項の許可を受けなければならないこととされていたもの以外のものを含む。）
  - イ 市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するもの

#### (納税義務者等)

第3条 循環資源利用促進税は、産業廃棄物の最終処分場への処分のための搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）に課する。

2 前項の規定にかかわらず、循環資源利用促進税は、埋立処分を委託された最

終処分業者が当該埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合にあっては、当該他の最終処分業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。

(課税標準)

第4条 循環資源利用促進税の課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、容量を計測し、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第5条 循環資源利用促進税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(徴収の方法)

第6条 循環資源利用促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、排出事業者が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の搬入に対して課する循環資源利用促進税の徴収は、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 循環資源利用促進税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、最終処分業者のほか、循環資源利用促進税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。  
3 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る最終処分場へ産業廃棄物が搬入されたときには、当該産業廃棄物の搬入に対する循環資源利用促進税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続等)

第8条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき循環資源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて指定金融機関(収納代理金融機関を含む。以下同じ。)又は出納員(収入に關し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。以下同じ。)に納入しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分を終了し、又は休止した

場合は、その終了し、又は休止した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき循環資源利用促進税について、申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(特別徴収義務者としての登録)

第9条 特別徴収義務者は、産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日前5日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日後5日）までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地並びにその概要
- (3) 産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日又は特別徴収義務者として指定の通知を受けた日
- (4) その他知事が必要と認める事項

- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知し、及び規則で定める証票を交付するものとする。

- 3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更

があった場合は、その変更があった日から10日以内に、規則で定める登録変更申請書を知事に提出して、登録の変更を申請しなければならない。

- 4 第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用する。
- 5 第2項（前項において準用する場合を含む。）の証票（以下「証票」という。）の交付を受けた特別徴収義務者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 6 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 7 証票の交付を受けた特別徴収義務者は、特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、その証票を知事に返納しなければならない。

#### （徴収猶予）

第10条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部又は一部を第8条第1項の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき循環資源利用促進税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認められる場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認める場合を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
  - (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 最終処分場の名称及び所在地
  - (3) 納期限までに受け取ることができなかつた産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税額

- (4) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間
  - (5) その他参考となる事項
- 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。
- 4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。
- (徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)
- 第11条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した循環資源利用促進税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その循環資源利用促進税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その循環資源利用促進税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 循環資源利用促進税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した循環資源利用促進税額を失った事由及びその金額の明細
  - (3) その他知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第1項の規定により循環資源利用促進税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があつた日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付の手続等)

第12条 第6条ただし書の規定によって循環資源利用促進税を申告納付すべき者（以下「申告納税者」という。）は、次の表の左欄に掲げる期間における循環資源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分を終了し、又は休止した場合は、その終了し、又は休止した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき循環資源利用促進税について、申告納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

3 第1項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出)

第13条 申告納税者は、自ら設置する最終処分場へ産業廃棄物の搬入を開始する日前5日までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した届出書により、知事に届け出なければならない。

- (1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 最終処分場の名称及び所在地並びにその概要
  - (3) 産業廃棄物の最終処分場への搬入を開始する日
  - (4) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があった場合又はその届出に係る最終処分場における埋立処分を終了し、若しくは休止した場合は、その変更があった日又はその終了し、若しくは休止した日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入等)

第14条 特別徴収義務者及び申告納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、法第733条の16第4項、法第733条の18第5項又は法第733条の19第4項の規定による循環資源利用促進税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知書で指定する納期限までに、納入書又は納付書によって指定金融機関又は出納員に納入し、又は納付しなければならない。

(特別徴収義務者等の帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、規則で定めるところにより産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、第8条及び第12条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第124条から第130条までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者等の帳簿の備付け、記載及び保存について準用する。

(賦課徴収)

第16条 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この条例に定めるものほ

か、法令及び北海道税条例の定めるところによる。この場合において、同条例

第3条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは 「(3) 狩猟税」と、同  
「(4) 循環資源利用促進税」

条例第8条第1項中 「(12) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を  
ある場合にあっては、石狩支庁の所管区域

受ける地が札幌市で とあるのは 「(13) 循環資源利 最終処分場の所在地（最  
内の地） 用促進税 又は札幌南道税事務所の  
」 ある場合にあっては、石  
幌中央道税事務所の所管

（狩猟者の登録を受ける地が札幌市で  
狩支庁の所管区域内の地）

終処分場の所在地が札幌北道税事務所 と、同条例第20条の2中「この条例」  
所管区域内である場合にあっては、札  
区域内の地」

とあるのは「この条例又は北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条  
例第124号）」とする。

2 循環資源利用促進税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の  
17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。  
(減免)

第17条 知事は、申告納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する  
災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるとときは、  
循環資源利用促進税を減免する。

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した  
申請書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければな  
らない。

- (1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏  
名
- (2) 年度、期間及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

(4) その他知事が必要と認める事項

(循環資源利用促進税の使途)

第18条 知事は、道に納入され、又は納付された循環資源利用促進税額に相当する額から循環資源利用促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。
- 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始されたものとみなして、第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始される日前5日」とあるのは、「開始された日後5日」とする。
- 4 施行日において現に自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の搬入を行っている排出事業者については、施行日に当該最終処分場における産業廃棄物の搬入を開始したものとみなして、第13条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始する日前5日」とあるのは、「開始した日後5日」とする。
- 5 第9条第1項及び第2項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、施行日前においても同条第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。
- 6 第13条第1項の規定による自ら設置する最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出は、施行日前においても同項の規定の例により行うことができる。
- 7 第15条第2項において準用する北海道税条例第126条（同条例第129条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による帳簿の電磁的記録による備付け及び保存又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る承認の申

請は、施行日前においても同項において準用する同条例第126条の規定の例により行うことができる。

- 8 施行日から平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

排出事業者（最終処分業者を除く。）が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の当該最終処分場への搬入（以下「自己処分のための搬入」という。）	1,000円	250円
自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入	1,000円	330円

- 9 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

自己処分のための搬入	1,000円	500円
自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入	1,000円	660円

- 10 知事は、この条例の施行後5年を目途として、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 北海道循環資源利用促進税に関する検討会設置要綱

## (設置)

第1条 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）条例附則第10項の規定に基づき検討を行うため、北海道循環資源利用促進税に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 循環税事業の評価に関すること。（社会経済情勢の推移を含む）
- (2) 循環税事業のあり方に関すること。

## (構成)

第3条 検討会は、学識経験者など8名以内の委員を持って構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委嘱期間は、平成23年11月30日までとする。

## (会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (検討会)

第5条 検討会は、会長が招集する。

## (事務局)

第6条 検討会の事務局は北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

なお、この検討会は平成23年11月30日をもって廃止する。

北海道循環資源利用促進税に関する検討会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
北海道大学大学院工学研究院	教授	古市 徹	会長
札幌大学経営学部	教授	佐藤 郁夫	
北海道経済連合会	常務理事事務局長	浜田 刚一	
北海道中小企業団体中央会	連携支援部長	笹渕 哲也	
北海道食品産業協議会	専務理事	田中 富重	
北海道農業協同組合中央会	農業振興部長	清水 周	
北海道漁業協同組合連合会	環境部長	石川 清	
北海道産業廃棄物協会	副会長	栗原 利勝	

## 北海道循環資源利用促進税に関する検討会 検討経過

区分	議題	備考
第1回 平成23年8月1日(月)	(1)循環資源利用促進税に関する検討会について (2)循環資源利用促進税事業の効果などについて	
第2回 平成23年8月31日(水)	(1)循環資源利用促進税事業の効果などについて (2)循環資源利用促進税事業の在り方について	
第3回 平成23年9月29日(木)	(1)循環資源利用促進税に関する検討会報告書等について	